

相模原市

■住宅購入支援

制度名	勤労者住宅資金利子補給制度
URL	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/11271/004407.html
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築、購入、増改築をする方 ・市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務している方 <p>■対象となる融資 住宅の新築、購入、増改築のために、中央労働金庫の神奈川県内の支店から借り入れた返済期間10年以上の融資を対象に利子の一部を補給します。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>以下の条件で利子を補給します。</p> <p>利子補給対象：100万円～600万円以内（10万円単位） 利子補給額：借入金、借入利率（上限3%）に応じて市で算出した額と実際に支払った利子額（ただし、借入額が600万円を超える場合は、「600万円/借入額」を乗ずる）の2分の1の額を比較していずれか低い額 補給期間：返済を始めた月から48ヶ月以内</p>
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	経済部 産業・雇用政策課 042-769-8238

■家賃助成

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■改修助成	
制度名	耐震診断と耐震・防火構造改修工事助成制度
URL	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/machitsukuri/kaihatsu/O05184.html
対象	以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築（新築・増築・改築）した、2階建て以下の在来工法による一戸建ての木造住宅を所有しお住まいの人 ・ 昭和56年6月1日以降に増築した場合、増築部分の延床面積が既存部分の2分の1以内のもの ※その他、一定の要件があります。
制度内容	相模原市の場合、耐震改修工事に併せて実施する防火構造改修工事（建物の延焼防止）に対しても助成が受けられます。 現地耐震診断：耐震診断費用の5分の4（上限8万円）を助成 耐震改修計画等の作成：耐震改修計画作成費用の2分の1（上限3万円）、ただし防火構造改修計画作成も行う場合は同費用の2分の1以内（上限5万円）を助成 耐震・防火構造改修工事：耐震・防火構造改修費用のそれぞれの2分の1（上限80万円・平成22年度末までの時限措置）を助成 ただし、高齢者世帯等については上限20万円を割り増します。 ※高齢者世帯等割増は次のいずれかの世帯が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯構成員のすべてが65歳以上の世帯 ・ 65歳以上及び15歳未満または18歳未満の就学している者により構成される世帯 ・ 世帯構成員に介護保険法による要介護者または要支援者のいる世帯 ・ 世帯構成員に1～4級の身体障害者、1～2級の精神障害者、（知的障害者は精神障害者と同程度）がいる世帯 ・ 月の収入が21万4,000円（公営住宅法施行令第1条第3号の算出方法による）以下の世帯 耐震・防火構造改修現場立ち会い：立ち会い費用の2分の1（上限2万円）を助成
申し込み期間など	申し込みの受け付け期間は、いずれも、4月12日から12月28日で、助成予定額に達した時点で申し込みを締め切ります。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。また、市が指定した取扱金融機関からの融資を受けて耐震改修等を行った場合、前年中に払った利子（上限2.2%）の助成もあります。
担当部署と連絡先	まちづくり計画部 建築指導課（許可・耐震班） 042-769-8252

平成22年6月4日時点の情報です。